

「自由な統治」の政治学：一九世紀ウィッグのイギリス国制論

遠山, 隆淑
熊本高専共通教育科：准教授

<https://doi.org/10.15017/1832048>

出版情報：政治研究. 63, pp.33-67, 2016-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：



「自由な統治」の政治学

——一九世紀ウィッグのイギリス国制論⁽¹⁾——

遠山隆淑

はじめに

第一節 多様性と国民性

(一) 多様性と合憲性

(二) 自由と国民性

第二節 多様性の制度的保証

(一) 選挙制度の多様性

(二) 政党における多様性

(三) 内閣と多様性

第三節 妥協の国制

むすびにかえて——改革と妥協

はじめに

本稿では、E・バーク（一七二九—一七九七年）を起点として、J・マッキントッシュ（一七六五—一八三二年）やJ・オースティン（一七七〇—一八五九年）、H・メイソン（一八二二—一八八年）、W・バジョット（一八二六—一七七七年）らを中心に「一九世紀ウィッグ」のイギリス国制観を考察する²⁾。ここで独自に設定する「一九世紀ウィッグ」は、政治的党派としてのウィッグに所属する知識人や政治家であることを意味しない³⁾。一八世紀末のバーク『フランス革命の省察』（一七九〇年）から、一九世紀終盤のメイソン『民衆統治』（一八八五年）まで、約一世紀の議論を採り上げて分析するのは、「ウィッグ」という政治的党派¹⁾を超え、この数世代にわたってかなり広範に共有されていた「ウィッグ的」と形容すべきイギリスの政治的思考様式である。これは、議会政治の世界史的に稀有な成功を実現している「イギリス国制（constitution）」を維持するための政治的秘儀として、政治的「妥協（compromise）」を高く評価する政治的思考である⁴⁾。

各知識人は、それぞれ別個の政治状況に直面していたとはいえ、このウィッグ的思考様式は、バーク以降、一世紀にわたり一貫したものとして把握可能である。一八世紀後半に相次いで生じたアメリカの独立やフランス革命を通じて、イギリスの知識人たちもまた、間接的にはあれ、成文憲法の成立をはじめて経験することとなる。その中で彼らは共通して、大革命とそれ以後のフランスの一連の経緯に特に強い衝撃を受け、フランスの政治状況を「他山の石」としながら、政治秩序の安定的な維持を可能にする国制のあり方について思考を深めることとなった。

ウィッグ的思考様式を共有する人々にとってイギリス国制とは、当時の思想的文脈に即して言い換えれば、彼らがその実現を自負した「自由な統治（free government）」と同義である⁵⁾。彼らは、バークが「自由な統治を作るためには、言い換えれば、自由と抑制というこの対立する要素を調査して一つの首尾一貫した作品にするためには」と述べているように、イギリス国制を、自由と支配という相反する二つの要素から成り立つ政治体制として理解した⁶⁾。そのため、当時のイギリス国制観を考察するには、国民が自由を享受しながらも、単一の政治秩序が保たれる諸条件を解明することが必須の課題となる。その条件とは、「制度」としての国制とそれを運用する「市民的徳」の一九世紀的変形としての「国

民性 (national character)」の独特のあり方、ならびにそれら相互の密接不可分の関係である。

こうしたウィッグ的思考様式は、本論で明らかになるように、政治的、社会的な「多様性 (variety)」の容認を必要條件としつつ、地主貴族を中核に、産業資本家や金融業者、さらには当時の論壇をリードした知識人たちなどをその周縁部にもつ政治支配層 (リーダー) のみならず、彼らの政治指導を承認しながら選挙権を行使していた有権者層を中心とする被治者層 (フォロワー) にも広く共有されるものであった。この意味で、本稿のねらいは、名望家が支配する一九世紀のイギリス議会政治体制を支えた政治的市民の政治的コンセンサスのありようを析出することにある。これは、別の視点から見れば、「多数決」を政治的決定原理にもつ議会制民主主義成立以降——概ね第一次世界大戦後と見てよいだろう——には忘却されてしまったかのような、議会政治を支える政治的市民たちの政治的エートスを、多数決とは異なる政治的決定原理としての「妥協」に焦点を当て描き出す試みでもある。⁷⁾

本稿は「自由な統治」としてのイギリス国制の成立条件を三分割して検討する。はじめの二つの節では、「自由」の成立条件を考察する。ウィッグにとつて、それは政治的見解の多様性の維持に他ならなかった。人的条件について検討する第一節で明らかになるように、彼らは、「自由な統治」の成功の原因に、政治的見解の「多様性」を受容する「国民性」あるいは「性格 (character)」と国制との密接不可分の相関関係を見いだした。

第二節では、国制を支える「制度」としての選挙制度論と政党論および内閣に焦点を合わせる。これらにより明らかにされるのは、政治制度を通じて多様性の維持を徹底するからこそ、統一的な秩序としての国制が維持されるというウィッグの「自由な統治」観である。

第三節では、「統治」の観点から、「自由な統治」の条件を検討する。多様性が秩序形成の大前提だということは、多様な意見が決定により単一のものとなった後にも、多様性状況自体は継続されることを意味する。これを成立させるのが「妥協」である。妥協は多様な要素からなる国民に「共通の (common)」地盤を探り当て、より広い同意を獲得しながらも、多様な要素を維持する。その意味で、妥協は、多様性の存在を成立基盤とする国制の維持をめざした唯一の決定法であり、他方、国制は、その妥協を通じて不断に構成される運動体として捉えられていた。

第一節 多様性と国民性

第二次選挙法改正（一八六七年）の三年前、自由党政権の大蔵大臣であったW・E・グラッドストーン（一八〇九—一九八年）は、改正に向け下院で「私は、個人的不適格あるいは政治的危険性といった類の考慮によつて資格がないとはされないすべての人間は、道義上、国制の境界内に入る資格があるとあえて申し上げるのであります」と論じた。⁸⁾この演説は、選挙法改正の文脈で述べられたものであるため、この場合は「国制の境界内」に入るとは有権者になることだ、と単純に解することはできる。しかし、本稿との関連で興味深いのは、「選挙権を与える」という内容が「国制の境界内に入る」と表現されたこと特有の意味である。

本節では、ウィッグのイギリス国制観を、国制と国民との関係をめぐる議論に焦点を当て検討する。この作業を通じて、政治的多様性が実現されるからこそ、政治秩序、ひいては、イギリス国制の形成や維持が可能になるとするウィッグの国制観、ならびに多様性の容認を通じて国制の存立を支えるイギリス人の政治的資質を明らかにする。

（一）多様性と合憲性

これらの問題を検討する際に注目すべきは、法学者オースティンの『国制擁護論』（一八五九年）における「合憲性（constitutionality）」の議論である。

善き統治の条件の一つは、安定的で平穏な統治である。安全と平和とを享受する統治が存在するためには、民衆は、一般に、大多数に共通のなんらかの見解ないし信条によつて、国制に愛着を抱いていなければならない。しかし、概して、民衆の大多数に共通の、国制の維持に資する見解ないし感情の唯一のものは、合憲性の感情である。⁹⁾

このようにオースティンは、「善き統治」、彼の言葉で言い換えれば「自由な統治」が成立するための前提条件に、国制

に対する国民の「共通の」承認を看取して、これを「合憲性の感情」と表現した。⁽¹⁰⁾

既存の国制の受容、すなわち、合憲性の保持は、単に当該国における居住の事実によって確認されるのではなく、国民内部における「多様な見解」の存在を受容する政治姿勢にのみ確認できる。なぜなら、オースティンによれば、国制に対して、すべての人が「愛と尊崇」を持つのは不可能であるため、「公的効用の原理が、国制ほどの広い対象に適用された場合には、概して、多様な見解が出てくる」のが「必然」だからである。⁽¹¹⁾つまりオースティンは、「自由な統治」の成立自体が、政治支配層のみならずフォロワーも含めた広範な国民の「合憲性の感情」の保持を証明することになり、この感情は、国制を形成し維持するための政治的見解の多様性の受容を本来的に備えたものだと考えていたのである。オースティンの多様性重視は、誤った「合憲性の感情」から、旧来の国制を絶対視して頑迷に固守しようとする「党派人」や「正統主義者」に向けられた次のような批判からもうかがうことができる。

究極的原理の権威が、自らの感情を沈めねばならない特例が存在する。その場合とは、国制に対する頑迷な執着が、国制の限界ならびに侵害から国制を守ろうとする感情の限界を、明白に打ち倒す場合である。神の権利を奉じる古来の党派人によって、また、近年の正統主義者によって、権威に対する感情の不可欠の制限が、愚かにも拒否されてきた。彼らがその絶対的な重要性を無分別にも強調することによって、合憲性の感情（ないし正統性の感情）は、不幸なことに、多くの信用を失ってきた（傍点は原文イタリック。以下同じ）。

同様の見地から、「至上の権威」を主張して「現秩序」の拒否や破壊に帰結する「自然法の観念」も批判される。⁽¹²⁾

J・パロウによれば、J・S・ミル（一八〇六―七三年）をはじめとする一九世紀の知識人たちは、政治的見解の多様性ならびにそれが可能とする進歩を最重要視していた。進歩との関連に加えて、オースティンの上述の議論をふまえて指摘しておくべきことは、これから挙げるいくつもの議論にも見られるように、多様性の実現が「自由な統治」としてのイギリス国制の存立そのものを可能にするという認識を、ウィッグが共有していたことである。⁽¹³⁾

『国制擁護論』と同時期に、選挙法改正論争に加わる形で『イギリス国制論』（一八六五―七年）等を執筆し、選挙権の大幅な拡大に反対したバジョットにも同内容の議論を看取できる。一八五一年に滞在中のフランスでルイ・ナポレオンのクーデタに遭遇して以来、フランス国民とは反対に、イギリス国民が代議政治を運営し続けることが可能であった理由について、バジョットは生涯大きな関心を抱きつづけた。彼によれば、フランス国民は「賢明」すぎるため、フランス議会の議員たちは、他者の意見を落ち着いて聞くことができず、多様な議論が存在する状況を維持できない。それはいつ炎上するか予測不能の「マッチ箱」のようなものである。他方、イギリス代議政治の希有な成功の原因とは、「討論の政体」の中で、「それぞれに異なった人々は、その異なり方に応じて代弁者を持つものであつて、各代弁者は、その性質に応じて異論を持ち、反対の主張を持つ」状況に耐えられたこと¹⁵にあつた。このようにバジョットも、代議政治の運営能力という観点から、多様性の維持能力が討論の「政体」の形成を可能にするという認識を示した。

（二）自由と国民性

これまでの議論で明らかのように、政治的要素の多様性は、それを容認する国民によつて担保される。本節では次に、この多様性を支える資質をより正確に理解するために、当時多用された「性格 (character)」を分析する。

一九世紀イギリスの知識人たちは、『精神なき自由な制度』は失敗する運命にある」という認識を共有し、政治／社会の繁栄をもたらした自国民の政治運営能力に対する自己満足から、「自由な統治」の成功の主要な条件として、イギリス国民にその特徴を強く見いだすことができる「自由の精神」の保持を挙げた。たとえば、一九世紀前半、特にウィッツの機関誌『エジンバラ・レビュー』上で活躍したマッキントッシュの次の議論はそうした認識の典型である。¹⁶

自由のシステムは、自由を愛する人々によつてのみ動かされうる。将来的な見込みに極度に乏しい体制であつても、自由の精神があれば、卓越した統治へと発展することになる。外見上はもつとも立派な体制も、それがなければ存続できず、維持するに値しない。¹⁷

政治社会の各構成員の「自由な精神」が維持されるためには、他者の自由に対する配慮が当然に働かなければならない。このような意味で、ここで言われている「自由の精神」とは、「自由な統治」を形成し維持するための前提条件としてオーステインが指摘した「合憲性の感情」と同じ心的なあり方だと考えてよい。

「自由な統治」の成立条件に関するこのような議論の中で、一九世紀の、特にナポレオン戦争後には、「性格」に注目が集まることとなった。というのも、フランス革命の（当時においては）終局的な失敗を、フランス国民の政治的資質と人工的に樹立された政体、とりわけそれを規定した「紙上の憲法」との齟齬に求める議論から、国制と「国民性」との「自然な」関係に強い関心が向かうこととなったからである。加えて、イギリスから見たフランスの歴史は、大革命と同種の失敗の繰り返しであった。そのため世紀を通じて、イギリスの知識人たちは、「自由な統治」を維持できないフランス国民の性格とは対照的に、それを着実に運営してきた自国民の特徴を探究し、「性格」にイギリス国制の成功の秘訣を見いだし、かつ国制とイギリス人の国民性との自然な関係を発見することとなった。⁽¹⁹⁾ 先述したバジヨットによる代議政治運営能力をめぐる英仏国民の比較検討も、「性格」の分析を通じて行われたものである。

当時「性格」は、総じて、「低次の」あるいは「利己的な」「自己」の「衝動性」を抑制する自律的な性向を意味した。⁽²⁰⁾ たとえば、T・B・マコーリー（一八〇〇—一八五九年）は、第二帝政期のフランスを次のように非難している。

憲法に基づいていくつもの統治（constitutional governments）を暴力によって引き倒し、専制の下で平穩に暮らすような国民は、専制的に支配されなければならないし、そうあるべきである。我々はオルレアン家の統治を打倒するのでなく、それを改革すべきだった。彼奴の奴隸的支配を一日にして生み出すべきではなかったのだ。⁽²¹⁾

ここには衝動的な行動によって暴力的に憲法を破壊せずに、完全には同意できなくとも、まずはそれに基づいて秩序を形成する国民のみが憲法を維持できる、というマコーリーの判断がある。このように、当時の性格論の流行は、フランスの政治動向に刺激を受け、「自由な統治」の自律的な運営能力、国制の維持能力の説明をめぐって生じた。

このような歴史を有する言葉として、「性格」はイギリス国制と密接不可分の関係にあるものと理解された。バークは、「人権のことが書き散らしてあるけちな紙屑」ではなく、「統治の大原則の多くや自由の觀念」がイギリス人に「自然に備わった臟腑」だと主張する⁽²²⁾。首相も務めたJ・ラッセル（一七九二—一八七八年）も次のように論じる。

「我が国制における祝祷の詞」は、つまるところ、無意味な空言ではない。我々はバステューユや異端尋問の恐れなしに、話し、書き、考え、行動する。我々は、まるで衣服の一部であるかのように、自由を身にまとっているのである。新たな行為基準や善悪に関する新たな感情を必要とする新たな国制がどれほど賞賛すべきものであっても、腐臭を放つ制度が染み込んだ往古の精神の残り香の方が、よりよい香気を放つものだ⁽²³⁾。

このように、自由な国制の原理を血肉化するほどに自らの行動原理とした人びとが、「性格」の保持者として認定され、その性格を共有する国民だからこそ、「自由な統治」の運営が可能だという議論が展開される。「動いている人が、自らの身体構造を漠然と大体において理解しているのと同じく、自由な国民も、国制を漠然と大体において理解している」というバジヨットの議論からもまた、同様の国制観を読み取ることができる⁽²⁴⁾。

ただし、「国制」と「性格」との以上のような関係は、国制が金科玉条であったことを意味しない。バジヨットは、「自らが生きる世界に完全に溶け込んで生きた」バークの「胎生的」知性には否定的な評価を下した。というのも、「自由な統治とは自治」であり、「自由」とは「国民の中の政治的部分」「有権者層」が行政政府を使いこなすこと（「」は引用者による補足。以下同じ。）と考える彼にとつて、国制とは、その内部に完全に包まれて、そこからすべてを与えられる子宮のようなものではなく、内面の規律をもたらすと同時に、「身体」のように政治秩序の維持のために「使いこなす」道具でもあったからである⁽²⁵⁾。マコーリーも同様の見地から「政治における国制の位置は、商業における貨幣の位置と同じである。それは非常に有益で便利なもの」だと論じている⁽²⁶⁾。さらにバジヨットの友人で、著述家でありウィッグ所属議員として大蔵大臣などを歴任したG・C・ルイス（一八〇六—一八六三年）は、国制とは、「無知な人びとをだまして与えら

れる決まりや法は、古来の制度の再確認であり、変革とは復古であつて革新ではない、と彼らに信じさせるよう計算された」ものだとまで言う。⁽²⁷⁾

国民の性格は、長期にわたる歴史の中で形成されてきたものである。とりわけ、この性格形成は、各個体によつて行われるのではなく、「自由な統治」の運営経験の中で、国制との相互の影響関係によつて歴史的に培われてきた政治的資質を根幹とするものであつた。⁽²⁸⁾

こうした観点からウィッグは、国制の歴史的展開から影響を受けて形成された「性格」が、次には国制を維持し修正していく、という性格と国制との相互作用の中で、この「性格」は、イギリス国制の運営能力を持つ唯一の性格へと涵養された、という議論を提出した。本節冒頭で紹介したグラッドストンの演説は、選挙権を得て「自由な統治」の構成員になることが、国制とのこうした相互作用の関係に入ることを意味すると考えていた彼の国制観を表していた。このように、多様性の実現を政治目的として「臟腑」のレベルで認識する「性格」の人びとが、「合憲性」を有しており、そうした国民だからこそ「自由な統治」としての国制が形成され運営されてきた、とウィッグは考えた。

第二節 多様性の制度的保証

このように、ウィッグによれば、「自由な統治」の成立条件には政治的見解の多様性の確保が不可欠であり、そのために、有権者には「合憲性」を中核とする「性格」の保持が求められる。本節で考察されるのは、このような多様性を確保するためのより具体的な制度構想として、ウィッグにより提出された選挙制度論と政党論および内閣論である。

(一) 選挙制度の多様性⁽²⁹⁾

一九世紀イギリスでは三度の選挙法改正（三二、六七、八四年）によつて、有権者数が増大した。普通選挙制を終極的な目標にすえながら、こうした流れを積極的に推し進めたのは、J・ベンサム（一七四八—一八三二年）やJ・S・

ミルラディカル陣営であったが、多様性の確保という観点から見ると、意外にも彼らには、ミルが憂慮した「多数者の専制」に対する危機感が希薄であることがわかる。というのも、ラディカルの目的は、選挙法改正によって、国民間に生じている階級分裂を修復して「国民的結合 (national unity)」をつくり出すことであつたからである。⁽³⁰⁾

他方、選挙権の大幅な拡大に反対したウィッグは、改正の必要性は認めながらも、「多数者の専制」を回避して多様性を確保することに注力した。そのために提出されたのが、マッキントッシュが「非常にすばらしい選挙権の多様性によって、イギリス国制はもつとも優れた理論家たちも想像しえなかつた効果的な仕方である。財産と多数者の諸原理を結合してきて」と論じた、選挙権保有資格の多様性により、多様な政治的見解の表出を可能にする選挙制度であつた。⁽³¹⁾

ウィッグがラディカルの改革プランを批判した主要な理由は、それが無知な労働者階級に選挙権を与えるからではない。彼らは、全国「画一的な選挙制度」がもたらす、画一的な政治的見解の表出としての「多数者の専制」を問題視したのである。すなわち、そうした画一的な選挙権の場合には、たとえそれが最優秀者のみへの選挙権付与としても、表出される見解は優秀者だけの画一的なものになる。この意味で、ウィッグが拒否した「多数者の専制」とは、常に固定的な多数派を形成するような有権者構成がもたらす政治的見解の画一性であつた。⁽³²⁾

画一化を原因とする「多数者の専制」回避のためにウィッグによって検討された選挙制度が、各「地域社会 (community)」ごとに選挙権付与の資格が異なるがゆえに様々な政治的見解が確保される、一八三二年以前の選挙制度であつた。⁽³³⁾ 地域社会ごとの政治的見解が、多様な見解の構成要素と見なされた理由は、ウィッグの地域社会観にある。すなわち、彼らにとって、地域社会とは、地主階級と地域住民との「愛着」や「信従」関係を核とした人的関係を温存する歴史的形作物であつた。それは、グラッドストーンが論じたように、「完全体」あるいは「総体」に位置づけられる。⁽³⁴⁾ この地域社会を単位として行われる選挙によってこそ、国政運営上、意義のある政治的見解が多様に表出されるのである。

ただし、たしかにウィッグは「数」の支配を批判したが、政治的見解の構成要素としての多数者の見解を全面的に否定したわけではなかつた。むしろ、彼らはそうした見解もまた重要な構成要素の一部と見なす。否定すべきは「数だけ (numbers only)」が支配する事態である。⁽³⁵⁾ マッキントッシュによれば、このような「数」をも、また理性的な見解のみ

ならず非合理的な情念をも含めた国民全体の意志が構成要素として表出されてこそ、「自由な統治」が実現する。

選挙制度は、……自由な統治の保障に役立つものにもなる。それが立法権の分有のためにほぼすべての階級から幾人か「の代表」を必要とし、すべての階級の多くの人々にもつとも質の高い選挙権の行使を要求するように、それは国制を守るために地域社会のあらゆる部分の厚意だけでなく、自負心や体面、私的利益をも巻き込む。すべての高貴な感情、すべての合理的な思慮、すべてのつまらない虚栄心、すべての卑しむべき愚かさが国制の安定に資する⁽³⁶⁾。

ここにもまた、多様性の実現と国制との関係が明示されている。つまり、国制の形成や維持には、このような意味での政治的多様性が不可欠であり、そのために制度上重要な役割を果たすのが選挙制度であった⁽³⁷⁾。選挙制度をめぐるウィッグの主張は、選挙権拡大による多様性の消滅と、その帰結としての専制の阻止に主眼をおいたものであった⁽³⁸⁾。

(二) 政党における多様性

政党に関しても、近代政党論の先駆けに位置づけられるバークの議論に表れているように、「自由な統治」には、多様な見解の表出を可能にする政党の複数制が不可欠の条件とされた⁽³⁹⁾。しかしながら、多様な政治的見解が処理される議会には、多様な見解が無制約に放置される場であってはならない。そこでは多様性は、共約可能な多様性へと変換されまじめ上げられる必要がある。そこには、言わば、「あるべき多様性」の確保が不可欠となる。この変換作業を担う主体が、政党とその所属議員である。ここでは特に、放置しておくことと分裂したままの多様な政治的見解が、互いに相手を暴力によって打倒するような事態へと陥ることなく集約されるために必要とされた条件を検討する。

あるべき多様性の状態に関するウィッグの認識については、比例代表制をめぐる議論から明らかになる。同制度は、一八五一年にT・ヘア（一八〇六―九一年）のパンフレット『代表制のしくみ』で紹介され、周知のようにJ・S・ミルが高く評価したことなどから、第二次選挙法改正論争を中心に議論された。しかし、この制度は、概して不評のまま

採用されることはなかった。もっとも一般的な反対論は、この制度によって議会に表出される見解は、公的な性格が欠如した単なる「奇異な考え」の「寄せ集め」にすぎないというものである。その結果、たとえば同制度の評価に關して後世に決定的な影響を及ぼしたバジヨットが批判しているように、⁽⁴⁰⁾同制度の導入によって議会は、「特殊利益の代表 (specialites)」すなわち、「これまでよりもより鋭く対立した分派に分裂する」ことになり、「イギリス人の共通利益」が「私利か「独りよがりな」確信かとはかくとして、常軌を逸した熱狂の中にかき消されてしまう」⁽⁴¹⁾。このように比例代表制を通じて表出される多様な見解は、共通の地盤を欠くがゆえに、「自由な統治」を成立させることができない。

このような観点からウィッグは、有権者層による政党の拘束を通じた政党の厳格な組織化に否定的な目を向けた。たとえば、マッキントッシュによれば、「普通選挙の原理にしたがえば」、有権者層が「選挙の軍隊」と化し「際限のない敵意をむき出しにして、選挙や選挙運動に明け暮れる」ことになる。他方、候補者たちは、そのような有権者層の歓心を買って集める必要から、「日々有権者の感情に火をつけ」、「熟慮へ向かうための時間」を奪われることとなる。⁽⁴²⁾

厳格な組織化に起因する政党政治の機能不全を回避するために必要とされたのが、政党からの議員の「独立」であった。⁽⁴³⁾論敵のラディカルは、政党における地主支配の特質を強調し、そこからの党所属議員の「独立」を通じて、有権者層とラディカルの議員との結束の方途を探った。⁽⁴⁴⁾こうした議論の背景には、有権者層は、彼らラディカル指導層の理性的な議論を十分に理解し賛同する能力を有するがゆえに、有権者層に対する政治指導が有効に機能するという見通しがあった。このような立場から、「フィロゾフ」が果たした役割を理想としたラディカルは、普通選挙の実現を通じて、⁽⁴⁵⁾理性的な討論の中で階級的な分裂を回避して「国民的結合」をつくり出すことを終極的な目標に掲げた。⁽⁴⁶⁾

これに対してウィッグは、バジヨットの次の議論から看取できるように、政党に対する有権者層の影響力の増大を危険視し、有権者層と一体化した政党による支配から議員個々人が免れるために、議員の「独立」の重要性を力説した。

代表者による公的な集会は、他の種類の公的な集会より以上に、一つの欠点に陥りやすい。つまり、独立性が損なわれるおそれがあるのである。選挙民は、その集会を放っておかないかもしれない。しかし、放っておかない場合には、

政党組織の弊害に対するあらゆる防御策が無に帰してしまいうだろう。選挙民の感情が支配政党の感情となり、地方の政治活動家によって誘導され刺激され、ときにはつくり出されるであろう。そうした見解が穩健であるはずがなく、価値のある討論に従うようなものであるはずがない⁴⁷。

では、ここで述べられている「防御策」とはなにか。すなわち、議員の政党からの独立は、どのようにして果たされるのか。バジョットは、代議政治における「核心」であり「背骨、命」として政党の役割を強調する中で、しかし「その組織の永続的な機能には、それが熱狂的な党派人から構成されない」ことが肝要だと論じる⁴⁸。この条件を満たすために必要とされたのが、「中庸／穩健さ(moderation)」という議員たちの「性格」であった。この性格こそが、議員が独立性を喪失し、「型にはまり融通の利かない政治的信条」、あるいは「主義」や「理論」一色に染まった結果、代議政治の最悪形態としての「徒党政治」へ転落することを予防するからである。このような意味で、彼は「心身が活気に満ちながらも中庸であることは、討論によって動いている政体における規範である」と論じ、「中庸」をイギリス国制を稼働させる原動力に位置づけた⁴⁹。「中庸」の性格は、「討論の政体」の経験を通じて育成されるものだという『自然科学と政治学』の議論から判断すれば⁵⁰、議会で討論を行う機会を有する政治支配者層に限定的なものであり、多様性容認の性格は、より広く有権者全般に認められるべきものとして想定されていたと解釈できる。

政党からの独立のために要請された「中庸」の性格の持ち主はまた、「中庸」であるからこそ、議会における様々な見解を受容でき、様々な見解は彼らの「性格」を通じてのみ、いわば濾過され共約可能な見解となる。国制の「規範」としてのこのような性格が、議会で果たす重要な役割については、マッキントッシュの次のような議論がある。

そこ「議会」における、中立的で受動的な性格を持つ大きな一団の存在は有益である。そうした性格の持ち主は、実際、いろいろと提起するのではなく、重要な提案が求められている「仕事に追われ」多忙な階級の中にある相違点を調停し仲裁する。自らに関わることにについて、あらゆる人が行う提案には、それ固有の価値がある。しかし、ほとん

どの人々の知識には偏見が埋め込まれている。そして、対立する利害関係の中で、自らの利益を求めて行われる闘争において、正しい決定に到達する最高の機会は、余暇と大きな財産を持ち温和な性格を有するがゆえに、他のすべての階級の人々よりもより多くの問題について公平な高い教養を備えた人々の最大多数がよしとするところにある。⁽⁵¹⁾

このように、多様な見解の表出が、各見解を支持する政党同士の暴力的な対立へと発展することなく、共存可能な状態を保つことができるのは、特定の政党に限定されることなく多くの議員が「中庸」の「性格」を有するからであった。⁽⁵²⁾

(三) 内閣と多様性

最後に、多様な政治的見解が収斂する機関としての内閣について検討する。バジヨットの『イギリス国制論』は、国制における内閣の役割に早くから注目した議論として知られる。同書で彼は、「イギリス国制の隠れた本質」として行政府と立法府の「融合 (fusion)」について指摘し、それらを繋ぐ「ハイフン」あるいは「バックル」としての「内閣」を分析している。⁽⁵³⁾ただし、これら両者の分立は事実には反するという認識は、すでに当時においてかなり広範に共有されていた。たとえば、ウィッグの大物政治家H・G・グレイ(一八〇二―一九四年)も両者の「実質的な結合」について明言しており、ラッセルも同様の観点から、それらの「組織的影響」関係を指摘している。⁽⁵⁴⁾

「融合」という視点については、三権分立論や混合政体論を否定して新たな国制像を提示したバジヨットの議論の新奇性ばかりが強調されがちだが、本稿では、バジヨットの議論から「融合」や「結合」という表現に潜む両者の関係の理解を明らかにする。立法と行政の「融合」とは、それぞれの機関の特質が、他方にも浸透し一体化していることを意味する。バジヨットによれば、まず立法府によつて首相が選出される。これにより、マッキントッシュが描いたような「多様な」、バジヨットの言葉を使えば「雑多な」議員より構成される庶民院から、一つの大まかな政権運営方針に基づいたゆるやかな統一性が確保される。

ただし、これら両者の関係をより正確に捉えるなら、バジヨットも「文明時代の本質は、行政部が立法部の援助を絶

えず必要としていることである」と論じているように、議会の特質が内閣により強く浸透していたと言える。⁽⁵⁵⁾ この「援助」とは、「教育、刑務所制度、技術、学問、その他国民生活上の百般の偶発事」に対処するための予算を中心とした法案に対する援助である。すなわち、政権の円滑な運営には、庶民院の承認や協力が不可欠だというのが、「融合」論に潜むバジヨットの国制理解の要点なのである。援助を必要とすることから、内閣が、全体の議論状況や動向を注視せざるをえない庶民院について、バジヨットは、次のように論じている。

よき、議会は、優れた選出母体でもある。議会が、国のために法を作るのに適しているなら、その多数派は、その国の一般的な平均的知性を代表しているはずである。多様な議員たちは、それぞれの地域社会に見られる独自の利益、独自の見解、独自の偏見を、多様に代表しているはずである。議会には、ありとあらゆる特殊な分派の主唱者と、そうした分派に属さない幅広い中立的な団体とが存在しているはずである。後者は、同質的で分別があり、国民そのものに似ている。そういった団体が存在するなら、それは想像しうるかぎりの、⁽⁵⁶⁾ 行政府の最良の選出母体である。

このようにバジヨットが考える「よき議会」は、マッキントッシュと同様、多様な議員から構成される。その中でも彼らが期待を寄せる「中立的な」議員たちは、中立の立場から庶民院全体の議論を偏ることなくとりまとめていく役割を担っている。内閣が説得し助力を求めなければならない庶民院とは、このような性質を持つ。すなわち、「融合」や「結合」という表現からは、内閣は、多様性を原則とする議会の構成を最大限に尊重しながら、行政府と立法府の「融合」体をとりまとめていかなければならない、という政権運営に関するバジヨットの基本的な理解を看取できる。

では、「国民そのものに似ている」「中立的な団体」による「とりまとめ」について、あるいはマッキントッシュの先の表現を借りれば、「中立の」性格を持つ議員たちによる「正しい決定」について、ウィッグはどのように考えたのか。次節では、多様性と政治的決定との関係について、伝統的な決定手法としてウィッグにより高く評価されてきた「妥協」に焦点を当て、妥協を通じた国制のあるべき運営方法を考察する。

第三節 妥協の国制

これまで検討してきたように、ウィッグによれば、イギリス国制には、内閣から議会、政党、さらに各地域の選挙区に至るまで、政治主体の「多様性」確保の原則が貫かれていた。多様性を前提とするイギリス政治／社会が、それにもかかわらず有する「統一性」について、バークは、『フランス革命の省察』で「政府こそ、我々の代表制度における諸部分と諸地域それぞれが皆指向する引照点」であり、「我々の統一の中心」だと論じている。⁽⁵⁷⁾ここで述べられている多様な政治的要素が指向する統一的中心について、換言すれば、多様な政治的見解から導出される「正しい決定」について、本節では、ウィッグが政治的決定の要諦と見なした「妥協」に焦点を当て検討する。

この問題の解明にも、ラディカルとの対照が有効である。多様性の政治的／社会的価値の重要性を説いたJ・S・ミルは、『自由論』（一八五九年）において、討論の効用を「人間理性」の最大限の駆使による「より優れた真理」への到達だと主張した。愛弟子とされるJ・モーリー（一八三八—一九二三年）もまた『妥協論』（一八七四年）において、「真理は時間の娘」であるがゆえに、必然的に「到達点(goal)」となるのだから、「真理をねじ曲げる(compromising truth)」のような「妥協」は「悪徳」だと批判し、妥協が、「ふるまいや性格の深部に根をはっている」イギリスの社会状況を深く憂慮した。モーリーは、多様な意見は理性的討論を通じて直線的に真理へ向けて収斂させることが可能だとする立場から、そうした理性の行使の努力を放棄する「妥協」を知的、政治的な怠惰だと非難したのである。⁽⁵⁸⁾

他方、「妥協」を通じたウィッグの「正しい決定」観は、未発見の真理への到達という性質のものではない。ウィッグにとつての決定とは「妥協」である。それは、政治的見解の多様性を最大限尊重しながら、より多くの人々の共通性を探り出し承認を広げていくことをめざす、いわば空間的な営為である。たとえばルイスは次のように論じている。

あらゆる自由な統治は、妥協のシステムに基づいている。専制的統治の本質とは、妥協に耳を傾けず、君主の意志の他に何ら規範を知らないような統治である。……承認済みの平等に基づいて進められる代表制システムは、とりわけ、

妥協の下にあることを要する。その妥協とは、諸原理間の妥協であり、数、財産、知性および地域性がそれらの原理のうちで最も重要なものである。我々は、賢明でバランスのとれた代表制度においては、これらの要素の各々に場所が与えられるべきだと考える。狂信的で絶対的な考えに基づいた政治家でなければ、一つの原理にのみ基づいた代表制度をうち立てようとはしないだろう。財産あるいは知性にのみ注目する貴族制論者や数にのみ注目する民主制論者は、非実用的な基準に同程度に基づいているのである。⁵⁹⁾

このようにウィッグは政治的妥協を重視した。ただし、多くの論者がその政治的重要性を指摘しているものの、妥協の意味内容について詳細に踏み込んだ考察は、バジヨットの議論以外には、管見のかぎり存在しない。そのためここではバジヨットの妥協観を中心に、数名のウィッグの妥協に関する言説も参照しつつ、その意味内容を考察したい。

バジヨットは、「政治は不易の倫理学の応用にすぎない」と見なす政治観は誤りであると批判して、次のように論じた。パークは、次のように世界に向かつてはじめて説きました。政治は時間と空間とからできています——諸制度は変わりやすい世界の状況の移り変わりに急かされ、また適合させられる移りゆくものなのである——事実、政治はビジネスの単なる一分野にすぎない——つまり、あらゆる場合において、明らかな緊急要請によって決定される——分かりやすい英語で言えば、感覚と状況によって決定される。これがパークが説いた内容です。⁶⁰⁾

このようにバジヨットによれば、政治とは、普遍的な原理を有する「不易」の営為ではなく、「時間」や「空間」あるいは「環境」に応じた可変的な営為である。

ただし、この「政治」は無原則なその場しのぎではない。バジヨットによれば、優れた政治的行為とは、環境に適切に対処する「感覚」(sense)「⁽⁶¹⁾」によって果たされる。彼は、ウィッグにこの「感覚」を見いだし次のように説明する。

彼らの卓越性は、……いくつかのものあるいは多くのものを一度に享受し、適切に調整することにある。すなわち、我々が判断力あるいは感覚と呼ぶ精神的諸機能の一定の均衡にある。そのような均衡は、なされるべき事柄に諸能力を落着いて向けさせるものであり、一様な平静さ、忍耐強く持続的な用心深さなくしては維持することができない。⁽⁶¹⁾

複数の事項を受容しとりまとめる、という観点から、バジヨットはさらに、名譽革命の指導層に関する議論の中で、「彼らは、実利のかつ思慮深い人々で、政治とは一種のビジネスであることを知っており、ビジネスの本質は妥協すなわち実践的讓歩であることを知っていた」とも論じている。⁽⁶²⁾ これらの議論から、「妥協」とは、外部環境を適切に把握することを可能にする「感覚」に基づく行為だと解釈できる。

外部環境は時代や場所により相対的なものだが、「感覚」に基づけばこそ把握可能な事象がある、とバジヨットは考える。それは、各時代における「共通の (common)」問題に他ならない。なぜなら、「自由な統治の条件は、目の前にいる人々を説得すること」であり、彼らは「恐ろしいほどに平凡な人間 (common men)」だからである。⁽⁶³⁾

わが国はいつの時代でも、ディズレイリ氏の言うところの「凡人の代表者」によって支配されてきた。バーリー卿の時代から、リヴァプール卿の時代に至るまで、もつとも長期にわたり、しかももつとも容易に支配してきたのは、凡人であるような人たちであった——彼らは乗合馬車に乗っている連中が理解できないようなことを言うことができず——情熱的な天才の高遠な考えや刺激的な熱情が頭の中にない——また、彼らは共通の問題に明るく、国民が今知りたいことを知っていて、皆の (commonalty) 考えを正確に法案にすることができ⁽⁶⁴⁾る。

同様の見地から、マッキントッシュも「巨大な国家においては、全階級に共通の公的な利益ですら、それぞれ「の利益」の偉大なる多様性から構成される」と論じている。このような観点から彼は、各階級の分裂を決定的にする普通選挙制により「妥協が不可能になる」ことを憂慮し、多様な利益をとりまとめる代表者たちに「共通利益の感覚」の保持を要

請している。⁽⁶⁵⁾ これらの議論からは、複数性の世界における活動を成功させるためには、構成員に「共通」の事柄を見抜き、それを構成員に訴えることが必須の作業となり、訴えかける側もまた、構成員と「共通の場所 (commonplace)」に立つための「平凡さ」の保持が不可欠となる、という理解を読み取ることができる。⁽⁶⁶⁾

このような「感覚」を共有するからこそ、既存の政治支配層の安定的な政治指導が可能になるとウィッグは考える。別のところで論じたように、一九世紀のイギリスにおいては、「統治 (governing)」と「投票 (electing)」は「別物」であるため、政治的リーダーシップと有権者層を中心とした被治者に要請されるフォローシップには別の資質が必要だという認識が、政治家や知識人に共有されていた。⁽⁶⁷⁾ ウィッグの知識人たちは、支配層と被治者層の、そのような截然とした区別にもかかわらず、支配者層の一方的な指導を受容しつづけるための「信従心」を被治者層から引き出す必要があったからこそ、政治家に、その前提として、被治者と「共通の感覚」を保持すべきことを力説したので考えられる。バジヨット『イギリス国制論』の次の主張が明示しているように、「平凡さ」あるいは「共通性」を有するからこそ、政治家は環境を正確に読み取り、適切な対処法を発見できる。

彼ら「イギリスの党派人」は、ウィッグであり、ラディカルであり、トーリーであるが、それ以上でもある。彼らは、普通の (common) イギリス人であって、ニューマン神父が不平を漏らしていたように、「教義の信奉者にまで持つていくのに骨が折れる」人びとである。党の信条に執着するあまり、実現不可能な結論に到達するようなことはない。反対に、彼らを導く方法——最善かつ周知の方法——は、考え抜かれた非論理的な中庸を採ることである。⁽⁶⁸⁾

このように、「妥協」としての政治とは、「共通性」という空間的な広がりを持つ全体状況を適切に察知し、その上で、共通の場の上にある多様な構成要素から、それら多様な要素が共有可能なエッセンスを「適切な調整」を通じて抽出し、それを全体に告げ説得する能力という意味での「感覚」に基づく営為である。それが可能にするのは、推論を通じて真理への到達、という直線的な知的活動ではなく、共有可能性を探り出し、共有範囲を広めていくという意味で、空間的

方向性を有する合意形成の活動だと言える。⁽⁶⁹⁾

さらに、妥協を通じてめざされる共通性は、空間にのみとどまるものではなく、時間的広がりをもまた有する。まずは過去への広がりである。バジヨットは、多くの人々に理解され、彼らを説得することをめざして、共通の場所に立つには、「習慣」を身につけねばならない、という考えから「平凡な」政治家の育成について次のように論じている。

通常の政務が、通常の政治家を作り上げる——単調な習慣、まっとうな考え、共通の目的が、このような政治家に顕著な特徴なのである。……「他人のようにありなさい。そうすれば、他人から抜きんでるでしょう——普通でありなさい、そうすれば大人物になることができるでしょう」。これが格言なのである。⁽⁷⁰⁾

さらに、この習慣としての共通性の獲得は、複数性の調整行為である「経営者」にも必要とされる。

彼「若き経営者」は、自らが経営に携わる前からその地位にあつた人が正しい、ということを疑うことはない。このようにして彼は経験を重ねていくのだが、その経験にはより自主的なもの、より独創的なものが欠如している。⁽⁷¹⁾

これらの議論から理解できるように、習慣は、第一に、長い年月をかけて形成された既存の習慣の受容、第二に、その習慣を繰り返し模倣することを通じて個々人の心身に培われる習慣の感覚化という二つの段階を経て獲得される。

共通性を捉える「感覚」が、妥協を行うために要請される心身の能力だとするならば、この「共通な」性質の内部は、多様な要素から構成されている、と見なさなければならぬ。このように考えると、共通性を受容しながら生きる「平凡な」多くの民衆は、多様性の存在を許容する「合憲性」を有する人々と重なる。さらに、そうした共通性を共有しながらも、共通の場所から自覚的に距離をとることで把握が可能になる多様な要素を客観的な立場から調整する「妥協」の「感覚」は、歴史的形成物としての「中庸」の「性格」の持ち主が有するものとして理解できる。「中庸」は、既定の

「状況」を前提に、多様な政治的要素を、そのどれをも排除することなく逐一吟味し、全体の中で進むべき方向を適切に見定める態度を生む。その「性格」が、具体的な外的「状況」に直面する際に、その状況への対応において發揮される心身の機能が「感覚」だと言えよう。この意味で、多様な構成要素を有する「地域社会」の中で培われた「共通性」を具える歴史的な「感覚」に基づくからこそ、「中庸」の方策を適切に選びとる「妥協」が可能となるのである。

次に「共通性」の未来方向への広がりである。バジヨットは、政治について、「経営」や「管理運営」という視点から論じることが多い。妥協とも密接な関連を有するこれらを、彼は「現在の問題を処理することのみならず、将来の行為について先を見越して調整することに関する事柄」だと説明する。⁽⁷²⁾バジヨットによれば、現在の問題の処理と未来の問題とは、不即不離の關係にある。⁽⁷³⁾そのため、未来を射程に収めた政治的思考や政治的行為は、現況を徹底的に考え抜くことから生まれてくる。この意味で、彼にとつて「管理運営」とは、現在と密接不可分な未来とを、同時に考察することに基づく政治的営為なのである。換言すれば、「管理運営」あるいは「妥協」という調整行為においては、未来は現在に折り込み済みのものとして考察されねばならない。

未来をも政治的判断の素材に折り込むこの調整行為は、妥協であるがゆえに、独創的なものではない。

偉大な管理運営者は包括的視程をまったく持つていない、ということの意味しない。……彼はなんらかの考え、つまり、彼が進もうとする方向や、彼がめざしている目的に関する、漠然としたあるいは明確な……考えを持たざるをえない。しかし、そうしたプランは彼自身のものであったり、彼の頭の中から湧きいでたものであったり、彼の精神的内容の帰結であつたりすることがめつたにない、つまり、それは誰か別の人のプランなのである。⁽⁷⁴⁾

このような内容を有する妥協を、政治的決定として考察するならば、それが「決断」それ自体を終局的な目的とするものではないことが理解できる。すなわち、時間軸において妥協が重視するのは、決定を通じて、ある政治的問題に最終的な解決を与えることなく、判断材料となる多様な構成要素を包含する共通の地盤を持続させることなのである。

具体的には、それは国制の持続である。これについては、オースティン『国制擁護論』に明確な指摘がある。

公共の利益や十分に理解された各自の利益に対する尊重が、対立する様々な要求に対して絶えず更新される妥協(renewed compromise)によって、この「国制の機能不全と無秩序の」差し迫った危険を回避させる。それら「共通利益を構成する諸利益」には、互いに対立する利益や意見、感情における差異がある。しかしながら、それらには互いを結合する共通利益がある。さらに、各利益集団は、国制に反する要求を行った場合、公衆がそれを支持しないとすることを知っている。この共通の利益に動かされて、このような認識を抱きながら、彼らは、たいいていの場合、彼らを分裂させる差異を含みながらも、どうか一致して行動することができるのである。⁽⁷⁶⁾

オースティンによれば、妥協とは、絶えざる更新によって、多様な要素からなる国制の維持を目的に行われるものであり、各要素は、妥協の後も、もちろん新たな全体との関係の中で変化を余儀なくされるであろうが、共通の地盤の構成要素として存在し続ける。このように妥協とは、多様な要素から構成される全体を、その構成要素の存続を認めながら、継続させることをめざすという意味で、決断それ自体よりも、継続に重点を置いた政治手法なのである。⁽⁷⁶⁾

加えて妥協は、バジヨットが説明するように、状況との関わりあいの中で「中庸を採つていく行為であるがゆえに、状況の変化にしたがい、採用される結論も逐次、修正が求められる。そのため妥協は、その実践によって確実に結果がもたらされるような体系的方法と見なすことはできない。

大抵の実業家は、一種の曖昧さを愛している。……彼らは、論理的な根拠を説明できないような交渉ごとによって金持ちになった。だから、彼らが求めるのは、中庸であるが、明確な結論である。それは、問われれば繰り返し答えることのできるものであり、抽象的な論理ではない、と彼らは感じているけれども、現実生活の中に薄められ溶けきっている抽象的な論理のようなものである。かつてある若者が、いらいらしながら「ピールの議論には芯がないよう

だ」と言った。そこにこそ、サー・ロバート・ピールが当代随一の庶民院指導者になった理由がある。我々は、理論から厳密さを抜き取りながらも、その本質は残しておくことが好きなのである。⁽⁷⁷⁾

すなわち妥協とは、多様性を内包する、守るべき「本質」としての国制を、時と場所とに応じて維持することをめざした、決定に先立つ行為者の「構え」と言うべきものである。

同様の見地から、H・メイン（一八二一—一八八八年）は、「妥協に基礎をおくより調和のとれた政治制度」を擁護する議論を展開する中で、ラディカルが目標に掲げるデモクラシーの「破壊的」性格を批判している。⁽⁷⁸⁾ すなわちメインは、「ア・プリオリ」な原理に基礎を置くラディカルの政治観の現実政治への適用が、「非妥協的」党派対立を生み、「ニトログリセリン」と「ダイナマイト」の爆発という政治的対話の継続の暴力的否定につながると論じた。⁽⁷⁹⁾

このように、妥協とは、国制の維持を目的に行われる政治的決定法であって、ある政治的問題の最終的な解決をもたらすための決断とは性質を異にする。国制の維持には、政治的多様性が不可欠だとするウィッグの議論を加味するならば、国制とは、「自由な統治」すなわち、多様性を保証しつつ同時に秩序をもたらすことにその存在意義があり、妥協とは、これらを実現すること、換言すれば、多様性の保証をめざした政治的決定方法だという点で、イギリス国制における唯一の決定方法なのである。そうだからこそ、妥協には、最終的な解決の地点や時点は存在しない。妥協を行う者は、多様な要素と常に交渉し、とりまとめようとするが、結論に到達するやいなや、それぞれの立場から評価を下す各政治勢力によって、再びそれは問題化されることになる。この意味で、妥協を政治的決定の要諦とみなすウィッグにとって、国制とは、「絶えず更新される妥協」によって、多様性の容認という「共通の」「感覚」を基盤にしながらも、多様な政治的要素と様々な関係を結びつつ、不断に再構成され続ける運動体として捉えられていたのである。

むすびにかえて——改革と妥協

これまで明らかにしてきたように、ウィッグは、イギリス国制の維持のためには、政治的多様性を容認する有権者層の歴史的な「性格」と、選挙制度や政党などを通じた多様性の制度的保障が不可欠だと考えた。そうした多様性から「統治」が生成するには、妥協による政治指導者たちの積極的な関与が必要となる。そこで彼ら指導者には、多様な要素から構成される国民に内在する「共通性」を見抜く「感覚」の保持が要請される。ウィッグ的思考から解釈すれば、イギリス議会政治の希有な成功は、政治家や有権者など様々な政治的立場の人々が、それぞれの役割を担い運営してきた「自由な統治」の歴史の中で次第に培われた「性格」の現実的な現れである。「感覚」の政治的実践がもたらした賜物なのである。イギリス国制とは、このような「感覚」を共有する政治的市民の政治的コンセンサスが、制度や慣習の形で具象化されたものの総体である。「一九世紀ウィッグ」は、このように、大革命以後、成文憲法を成立させながらも、混乱の度を深めていったフランスの政治状況を観察する中で、このような政治的国民像を彫琢しながら、同時に、そうした国民によってのみ実現される「自由な統治」としてのイギリス国制観を練り上げていった。

こうした「感覚」と「国制」との間にズレが生じた場合には、改革が必要となる。本稿の最後に、ウィッグが「イギリス的な」ものと見なした、制度と人間との特殊な関係をより明瞭に理解して、彼らの国制観をより精緻に描き出すために、ウィッグの妥協論を、政治家による共通性の把握に留意しつつ、改革という観点から考察したい。

これまでの議論からも判断できることであるが、この妥協によってウィッグがめざすのは、単なる現状維持ではない。従前の受益者集団の外から異議が申し立てられた場合、それは、すでに行われた妥協の基盤である「共通性」が揺らいでいることを意味する。したがって、この異議に対応しない調整行為、すなわち、既存の受益者内部だけで行われる調整行為は、単なる現状維持に他ならず、ウィッグ的な意味における妥協ではない。そうした現状墨守の態度に対する批判的見地は、たとえば、「急進主義を促進する保守主義には二つある。それらは最も唾棄すべき保守主義であり、他人の不幸を省みない無思慮な享受の保守主義と、その不幸が理解されたときに生まれる恐怖の保守主義とがそれらである」

というバジヨットの保守主義評に看取できる。⁽⁸⁰⁾ オースティンもまた、第一節でも論じたように、「近年の正統主義者」による旧体制護持の考えは「無分別な (senseless) 強弁だと非難してゐる」⁽⁸¹⁾。

他方、共通性とは乖離したラディカルの政治改革構想も危険である。ウィッグによれば、民衆は、政治的改革を万能視して、これにより日常が一举に改善され、さらには政治／社会の劇的な改良が可能だと盲信するが、こうした改革熱は、「ア・プリオリ」な単一原理からの演繹を通じて、あるいは「ダブル・ラサ」上の「空想画」の描出によって、政治／社会は無限の改善が可能だと想定するラディカルたちの危険な妄想に引きずられたものである。⁽⁸²⁾ しかし、マツキンツシュも論じるように、「人間事象は、もつともらしい推論によつて事前に指摘されたありきたりのコースに進むことは滅多にない」⁽⁸³⁾。このような立場から、彼は「全体としての」政治システム「国制」がどれほどすばらしいものであつたとしても、日常の感覚と自然の感情が強く拒否するような諸制度の運用は、大きな不幸だ」と論じた。⁽⁸⁴⁾ 抜本的な選挙法の改正をねらうラディカルの改革構想は、共通の基盤を欠く机上の空論として退けられねばならないものであつた。⁽⁸⁵⁾

このような性質を有する共通性や感覚の制度的表現がイギリス国制である。だからこそ、オースティンが論じるように、改革は、有権者層を中心とするフォロワーにも共有される「合憲性」という「感情」から離れることなく、多様な要素からなる感覚が具体化された国制を参照点に据え構想されなければならない。こうした方法を通じてのみ、政治が取り扱わねばならない現実の多様であり複雑な様相に寄りそつた改革を行うことができる。

イギリスの民衆は、この感情を広範かつ強力に有していたため、政治制度を修正する長きにわたる努力において特別な成功を勝ち得たのであろう。彼らの改革の試みは、概して、リベラルな保守主義の精神によつて方向づけられてきた。すなわち、国制の本質に対する確たる執着と結びついた、下位の諸制度と国制との迅速な改良によつて。改革の基礎となる明確な国制を所持し、国制のすべての本質に徹底的に固執してきたために、民衆は、建設的で実践的という制限を超えることなく、また純粹に思弁的な革新という大海に漂うことなく、改革を行つてきた。⁽⁸⁶⁾

改革とはこのように、多様な人々が共有する感覚に基づき構成される国制を出発点にしなければならない。⁽⁸⁷⁾ それゆえ、改革には、必然的に多様な要素間の妥協が採用される。同様の見地からバジヨットは、「政治」の本質を次のように論じる。すなわち、政治とは、改革を緩慢に進める地味な業務であって、むしろ代議政治の「鈍重さ (dullness) は、その卓越性、すなわち成功を意味する試金石」なのである。このような政治観からバジヨットは、「国制」とは「そうした「鈍重な」ものなのだ」と論じ、国制を基点にするがゆえの穩健な改革の必要性を力説した。⁽⁸⁸⁾

注

(1) 本稿は、二〇一五年度日本政治学会（千葉大学）の「分科会B-3 政治思想と憲法」における報告原稿「イギリス憲法の政治思想——ヴィクトリア時代を中心に」に加筆修正を施したものである。当分科会で詳細なコメントをくださった討論者の石川健治先生と薊部直先生、司会の竹島博之先生に特にお礼を申し上げたい。また質問票をくださった先生方にもお礼を申し上げたい。

(2) 西洋思想史における憲法観の変遷については、次を参照。Maddox [1989: 50-67]。佐野 [2013]。的射場 [2013]。

(3) ウィッグを一部とする「リベラル」は、地主貴族を中心とする政治支配者層（政治的リーダー）と、当時、国政上で大きな影響力を発揮しつつあった民衆の世論（フォロワー）との関係を適正化することに注力した人びとである。Jones [2000: 63-73]。このリベラルは、ラディカルとウィッグに大別できる。普通選挙制度を目標の一つに掲げるラディカルは、非歴史的な原子論的人間観に立脚して、理性的な推論を通じた政治秩序の形成をめざす。他方、ウィッグは、歴史的な地域社会に属する歴史的人間観に立脚して、地主支配や階級社会といった既存の政治秩序を前提に政治構想を練った。遠山 [2013]、遠山 [2014]。本稿は、ラディカルとウィッグの政治的思考を対照的に検討することを通じて、国制観という視点からウィッグの思考の特徴を内在的に理解することをめざすものでもある。我が国の一九世紀イギリス思想史研究は、概してラディカルに焦点が当てられウィッグは等閑視されてきたが、ウィッグに着目した貴重な研究として、次の文献がある。小川 [1992]。ただし同書は、N・ギャッシュウ政治史研究者の業績を豊富に駆使して、アリストクラティックなウィッグが、デイセンターを核とする中流階級との妥協を通じて自由主義体制が成立する過程に中心的な関心があり、ウィッグ的な政治的思考様式の描出を目的とする本稿の議論とは関心が異なる。

なお、本稿ではウィッグ知識人の中でも重要な役割を占めていたマコーリーとH・プルーアム（一七七八一—一八六八年）については、ほぼ扱うことができなかつた。この二名も含めて、より総合的なウィッグ思想の検討については今後の課題としたい。

(4) 政治的妥協に関する初思想史研究の著書『妥協——政治的・哲学的歴史』（二〇一三年）でフムレスクが指摘しているように、イ

ギリス政治思想史研究において、これまで妥協概念を正面から採り上げた研究はなかった Fumurescu [2013: 25-9]。政治思想史における初の妥協研究である同書で著者は、妥協を肯定的に評価するイギリス政治思想の特殊性を、一七世紀を中心に大陸、特にフランスとの比較を通じて明らかにしようとする。たとえば、次の議論は、妥協をめぐる両国の相違をわかりやすく提示している。「妥協に関する『英仏の』相異なる歴史は、代表と自己代表の相異と密接に関係する。フランスでは、国王やバルルマン、あるいは三部会が、『代表機関』として認識されるようになったときでさえ、上から下の古典的代表観は温存された。つまり、全体が部分よりも常に上位に置かれたがゆえに、これらの代表機関は依然として、上位者——この場合には、全国民——の代表機関であった。個々人が政治的権威と正当性の供給源だと理解されるようになり、そうして、代表が、ボトムアップの、下から上へのものに切り替わったのは、イギリスにおいてのみであった。結果として、理性の代表という『代表に関する』古典的な理解は、諸個人の意志の代表という理解に道をゆずった」 Fumurescu [2013: 195]。フムレスクはこの議論から、イギリスにおける妥協を平等な各個人あるいは各団体の意志の合成物として理解する。反対にフランスは、上位の規範を判断の基礎とするため、平等な主体の意志の合成としての妥協に対して否定的になったとされる。たしかに、妥協には各政治主体の平等性が必要である。Rinalta [1969: 330]。しかし、フムレスクが議論の対象としていない一七世紀に関するかぎり、平等な政治主体がなら上位の規範を必要とすることなく、非歴史的な諸個人や諸団体の意思の合成として、一方向的（ボトムアップ）に妥協が成立したわけではなかった。一七世紀ウィッグが論じる妥協は、本稿で明らかにするように、長期にわたる歴史の積み重ねによって形成された「共通の」場所においてはじめて成立する。具体的に言えば、その場所とはイギリス国制である。この国制が存在していればこそ、多様な政治主体から「統治」が生み出される。この意味で、妥協とは、「自由な統治」を実現しているイギリス国制の維持をめざした政治的営為なのである。つまり、国制が妥協のあり方を規定し、多様な各政治主体がこれに基づいた妥協により従前の国制の修正を施すという意味で、妥協と国制とは相互作用関係にある。妥協研究に関する本稿の独自性は、名譽革命以後、様々な政治的实践によってその体制が定着する中で積み重ねられた政治的伝統や歴史性、「共通感覚（common sense）」を前提とした、多様な政治的構成要素をとりまとめる「妥協」を「政治的思慮」の一部として析出することにある。この意味で、妥協概念は、名譽革命体制定着以降については、一七世紀とは異質のものとして別個に検討する意義を有する。その他、思想史の観点から、妥協について扱ったものとして、Hamburger [1976: chs. 5-6]。遠山 [2013]。ただしハンバーガーの研究は、妥協的性質の手法をウィッグが好んだことの指摘にのみとどまる。このように、一七世紀の妥協観を本格的に検討した研究は管見のかぎり存在しない。他方、倫理的地からの妥協研究として、次の研究がある。Margalit [2009]。Smith [1942]。

(5) 管見のかぎり、一七世紀のウィッグの政治思想史研究において、イギリス国制を「自由な統治」という観点から取り上げて詳細に

分析した研究は見当たらない。cf. Hanham [1969: 1-5]。ただし、J・S・ミルについては、次を参照。関口 [1996]。

(6) バーク [1790: 247, 三一一頁]。

(7) たとえば、代議制民主主義体制の時代にあつて、このウィットンの思考様式を自覚的に継承し、この思考様式の実践そのものが「政治」だと論じた政治学者としてB・クリックを挙げることができる。クリック [1962: 9, 133-4, 一二一―一三三―一三四頁]。

(8) *Hansard's*, Vol. 175, 324。

(9) Austin [1859: 37]。

(10) Austin [1859: 40-1]。ミルも『代議政治論』(一八六一年)第一章の冒頭部分で、『国制擁護論』が有する現状維持路線に対して厳しく批判する立場にありながらも、この合憲性と同種の議論をより詳細に行っている。「政治機構はそれ自身で活動するわけではない。それは、まずは人によって、しかも普通の人によって作られ、そのうちに動かされなければならない。それは、彼らの単なる黙従を、ではなく能動的な参加を必要とする。だから、そうした人びとの能力や性質に沿って調整されなければならない。……統治形態〔統治機構〕の対象である人びとが、それを進んで受け入れるのでなければならぬ。そうでなくとも、少なくとも、それ〔統治機構〕の樹立に対する克服できないほどの障害となるほどに反抗的であるということであつてはならない」。このように、ミルもまた政治秩序成立の前提条件として、既存の秩序に対する国民の承認の必要性を論じていた。J・S・Mill [1861: 376, 三五五頁]。関口 [1989: 423-4] 参照。

(11) Austin [1859: 37]。

(12) Austin [1859: 37-8]。

(13) Austin [1859: 38-9]。

(14) バークも『フランス革命の省察』において、「利害の結合と対立、作用と反作用——自然の世界においても政治の世界においても、矛盾し合う諸力相互間の戦いの中から宇宙的調和を導き出す、かの作用と反作用」について論じ、多様な利害の存在そのものに「調和」の原因を見ている。バーク [1790: 36-7, 三一一頁]。

(15) Bagehot [1852: 54-7]。Bagehot [1867-72: 126, 一三三頁]。

(16) Romani [2002: 234]。政治的自由の確保と「性格」との関係については、遠山 [2011: 第一章第三節]。

(17) Mackintosh [1819: 196]。

(18) Collini [1991: 97]。

(19) 遠山 [2011: 第一章第二節]。コリーニ他 [1983: 194-7, 一六五―一八頁]。Varouxakis [2002: 105]。Romani [2002: Introduction]。

- Jones [2000: 57-8]° 「国民性」に対するイギリス国制の影響については、次の文献にも指摘がある。Grey [1858: 13]°
- (20) Collini [1991: 97]°
- (21) Varouxakis [2002: 81]°
- (22) ベーナム [1790: 89, 1〇九—1〇頁]°
- (23) Russell [1821: 263]°
- (24) Bagehot [1865-7: 203]°。なお、この引用文は、初出にのみ掲載されている。
- (25) Bagehot [1865a: 416-7]°。Bagehot [1865-7: 306, 一九三—四頁, 393, 二九六頁]°。
- (26) Burrow [1988: 103]°
- (27) Lewis [1898: 20]°
- (28) Mackintosh [1819: 191]°。遠山 [2014: 九五—六頁]°。「合憲性」についても同様である。Austin [1859: 38]°
- (29) 本節(1)の議論にひいては、遠山 [2014]°で詳細に検討した。
- (30) Dicey [1867: 81]°。Bryce [1867: 277-8]°。Harrison [1875: 375-9]°。
- (31) Mackintosh [1819: 191]°。
- (32) Bagehot [1860: 325-6]°。Austin [1859: 22-5]°。
- (33) この制度を詳細に考察したものは、この次に次を参照。青木 [1997: 第二—三章]°。Austin [1859: 25-9]°。
- (34) *Hansard's*, Vol. 202, 147, 1870.
- (35) Mackintosh [1819: 186]°。Grey [1858: 128-9]°。
- (36) Mackintosh [1819: 178]°。
- (37) たとえば、G・C・ルイスは第二次選挙法改正に向けて次のように論じている。「自由な統治の真の政策は、これら多岐性(diversity)や変則を考慮し、それらを打ち倒し圧殺するのではなく、それらを統治システムに組み入れ、糾弾される前に傾聴されるということであると考える。『反対に』専制は、すべての反対派を踏みつぶす。Lewis [1859: 147]°。
- (38) ルイスの次の議論も参照。「異なった階級や利害が、異なった場所で優位を占める。選挙区を増やし、その規模や性格を多様化することで、我々は共同体の異なった部分に、強者のみならず弱者にも、代表を与えることができる。Lewis [1859: 148]°。
- (39) 岸本 [1999: 二七〇—八〇頁]°。
- (40) Hart [1992: 24, 91-4]°。遠山 [2014: 第二節]°。

- (41) Bagehot [1861: 343-4]°
- (42) Mackintosh [1819: 188]° Grey [1858: 88-9]°
- (43) 政党からの議員の独立については、遠山 [2013: 第二節]を参照。
- (44) ヘンサムは、同様の観点から、「人民の大部分」に対する権力者の「依存」の重要性を説いた。小畑 [2013: 一二二頁]°
- (45) Von Arx [1985: 138-9]°
- (46) Bryce [1867: 277-8]° Dicey [1867: 81]° Harrison [1875: 375-9]° Kent [1978: 40, 43-5]°
- (47) Bagehot [1865-7: 297-8, 一八二—三頁]°
- (48) Bagehot [1865-7: 296, 一八〇頁]°
- (49) Bagehot [1867-72: 132, 一四六頁]°
- (50) 遠山 [2011: 第一章第三節]°
- (51) Mackintosh [1819: 176]°
- (52) グレイは、議会の「民主的な要素」が「支配的」な影響力を持つに至らず、公的自由が実現されている理由として、「中庸の精神と他者の権利を尊重する気持ち」を有する「上流階級」に優越権を与えてきたからと論じている。Grey [1858: 67-8]°
- (53) Bagehot [1865-7: 210-4, 七三—七頁]°
- (54) Grey [1858: 4]° Russell [1821: 116]° cf. P. Smith [2001: Introduction]°
- (55) Bagehot [1865-7: 211, 七四頁]° 214, 七十七頁]°
- (56) Bagehot [1865-7: 219-20, 八四頁]°
- (57) モーン [1790: 191, 一三六頁]°
- (58) ミル [1859: 23-4, 五〇—四頁]° Morley [1874: 6, 45, 105-8]° ラディカルの決定観については、遠山 [2013]°
- (59) Lewis [1859: 146]°
- (60) Bagehot [1852: 48]°
- (61) Bagehot [1855: 320]°
- (62) Bagehot [1856a: 412]°
- (63) Bagehot [1856b: 87-8]°
- (64) Bagehot [1856b: 88]°

- (65) Mackintosh [1819: 172-5]°
- (66) commonplace ことごとくは次も参照。Bagehot [1856c: 242-4]°
- (67) 遠山 [2013: 第1節]°
- (68) Bagehot [1865-7: 296, 一八〇頁]°
- (69) オースティンも「共通利益」に対する「配慮」が「相異なる要求の妥協を常に再生する」ことに言及している。Austin [1859: 6]°
- (70) Bagehot [1856b: 89]°
- (71) Bagehot [1856c: 257]°
- (72) Bagehot [1861: 126]°
- (73) Bagehot [1861: 151]°
- (74) Bagehot [1856c: 256]°
- (75) Austin [1859: 6]°
- (76) cf. Bagehot [1865-7: 296, 一八〇頁]°
- (77) Bagehot [1865-7: 296-7, 一八一頁]°
- (78) Maine [1885: 66]°
- (79) Maine [1885: 24-5, 172-7]° cf. Grey [1858: 68, 140-2]°
- (80) Bagehot [1856c: 97]°
- (81) Austin [1859: 37]° Lewis [1859: 145]°
- (82) Maine [1885: 46-9]°
- (83) Mackintosh [1819: 173]°
- (84) Mackintosh [1820: 488]°
- (85) 「思弁的な原理によって導出された国制は、実践においてほとんど必ず失敗する」。Grey [1858: 61]°。さらにメインによれば、このような感覚に基づく「政治改革」は、必然的に、既存の国制を基盤にしながら漸次的に進められるものとなる。なぜなら、改革に対するこうした姿勢こそが、「教育を受けたイギリス人」の「共通の感覚 (common sense)」が指示する実践可能な改革だからである。「有機体には小さな変化が有益である」というダーウインの法則は人間の共同体にも当てはまるが、突然の全面的な政治改革は、馬術の学習だけを頼りに馬にまたがる人と常に同じ状態に共同体をおく。あえて言うが、この結論は、共通の感覚がもたらす結論である。

り、一見わかりにくい一連の事実を説明するのに大いに役立つ。歴史的な国制、つまり経験の蓄積を通じて徐々に発展した国制が、事実としてア・プリオリの国制、つまり経験と乖離した思弁的仮説に基づく国制を凌駕するように思われる理由はなにか。長所があるということについて、教育を受けたイギリス人ならばほとんど否定しないであろう。Maine [1885: 171-2]。

(86) Austin [1859: 38]。

(87) 同様の議論として、マッキントッシュの次の議論も参照。Mackintosh [1820: 489]。

(88) Bagot [1856d: 83]。多様性の承認と保守的改良の政治姿勢との関係については、次のように論じられることもできる。政治／社会における個々人の自由の成立、あるいは「多様性」の維持は、各人が異なる他者を相互に受け入れることでもある。この相互承認により、各人は同じ場所に物理的に存在するだけの他者との無関係を脱し、他者との関係性、それにより形成される場所に生じる「意味」を通じて、自らが属する場所とより深く結びつく。そのため、多様性の承認自体が、現状墨守に陥らない健全な保守の政治姿勢を生むことになる。つまり、多様性を承認するからこそ、多様な関係性を内包した政治的要素の総体である国制を守り、さらには守るためにも、理念に舞い上がり従前の世界との結びつきを欠いた破壊的行為を嫌悪して、多様な要素から構成される歴史的な全体を保存する「改革」を粘り強く追求する。このように、「自由な統治」としてのイギリス国制を維持するためにも、多様性の承認が必要不可欠なのであり、そのための唯一の政治的手法あるいは実践に先立つ政治的「構え」が政治的妥協なのである。

文献リスト

- 青木康 1997 『議員が選挙区を選ぶ——18世紀イギリスの議会政治』山川出版社。
- 小川晃一 1992 『英国自由主義体制の形成——ウィッグとディセンター』木鐸社。
- 小畑俊太郎 2013 『ベンサムとイングランド国制——国家・教会・世論』慶應義塾大学出版会。
- 岸本広司 1999 『政党』『政治概念のコンテクスト——近代イギリス政治思想史研究』早稲田大学出版部。
- B・クリック 1962 『政治の弁証』前田康博訳、岩波書店、一九六九年 [In *Defence of Politics*, Bloomsbury, 2013]。
- コリーニ他 1983 『かの高貴なる政治の科学——一九世紀知性史研究』永井義雄、坂本達哉、井上義朗訳、ミネルヴァ書房、二〇〇五年 [S. Colini et al., *That Noble Science of Politics: A Study in Nineteenth-Century Intellectual History*, Cambridge University Press]。
- 佐野誠 2013 『憲法』『政治概念の歴史的展開 第六巻』晃洋書房。
- 関口正司 1989 『自由と陶冶——J・S・ミルとマス・デモクラシー』みすず書房。

- 1996 『ミル——代議制民主主義と自由な統治』田中浩編『現代思想とはなにか』龍星出版。
- 遠山隆淑 2011 『ロシネス・シェントルマン』の政治学——ウォルター・バジレットとヴィクトリア時代の代議政治』風行社。
- 2013 「妥協をめぐる政治思想——ヴィクトリア時代後期におけるデモクラシー・政党・政治的決定」『政治思想史における言語・会話・討議』(政治思想研究第13号) 風行社。
- 2014 「国民統合と多様性——19世紀ウィックの選挙制度論」『民意(年報政治学2014-1)』木鐸社。
- E・バーナ 1790 『フランス革命の省察(新装版)』半澤孝磨訳、みすず書房、一九九七年〔*Reflections on the Revolution in France, in Revolutionary Writings*, Cambridge University Press, 2014〕。
- W・バジレット 1865-7 『イギリス憲政論』バジレット・ラスキーマッキーヴァー(世界の名著六〇)』所収、小松春雄訳、中央公論社、一九七〇年〔*The English Constitution, The Collected Works of Walter Bagehot*, No. V, ed. by N. St. John-Stevras, The Economist (公レ) Works の巻数および初出年のみを表記。なお Works の出版年は、1965-86)〕。
- 1867-72 『自然科学と政治学』大道安次郎訳、岩崎書店、一九四八年〔*Physics and Politics*, VIII〕。
- J・S・ミル 1859 『自由論』山岡洋一訳、光文社、二〇〇六年〔*On Liberty and Other Writings*, ed. by S. Collini, Cambridge University Press, 1989)〕。
- 1861 『代議政治論』『シムサム・J・S・ミル(世界の名著三八)』所収、山下重一訳、中央公論社、一九六七年〔*Considerations on Representative Government, Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. 19, ed. by J. M. Robinson, University of Toronto Press, 1977)〕。
- Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd series.
- Austin, J. 1859 *A Plea for the Constitution*.
- Bagehot, W. 1852 'Letters on French Coup d'Etat of 1851', W.
- 1855 'The First Edinburgh Reviewers', I.
- 1856a 'Mr. Macaulay', I.
- 1856b 'Avarage Government', VII.
- 1856c 'The Character of Sir Robert Peel', III.
- 1856d 'Dull Government', VI.

- 1856e 'Intellectual Conservatism', VI.
- 1860 'Plurality of Votes: The True Principle of a Reform Bill', VI.
- 1861 'William Pitt', III.
- Bryce, J. 1867 'The Historical Aspect of Democracy', *Essays on Reform*, Macmillan and Co..
- Barrow, J. 1988 *Whigs and Liberals: Continuity and Change in English Political Thought*, Clarendon Press.
- Collini, S. 1991 *Public Moralists: Political Thought and Intellectual Life in Britain 1850-1930*, Oxford University Press.
- Dacey, A. V. 1867 'The Balance of Classes', *Essays on Reform*, Macmillan and Co..
- Fumurescu, A. 2013 *Compromise: A Political and Philosophical History*, Cambridge University Press.
- Grey, H. G. 1858 *Parliamentary Government Considered with Reference to A Reform of Parliament*, London.
- Hamburger, J. 1976 *Macaulay and the Whig Tradition*, The University of Chicago Press.
- Hanham, H. J. 1969 *The Nineteenth-Century Constitution 1815-1914 Document and Commentary*, Cambridge University Press.
- Harrison, F. 1875 *Order and Progress*, Longmans, Green and Co..
- Hart, J. 1992 *Proportional Representation: Critics of the British Electoral System 1820-1945*, Clarendon Press.
- Jones, H. S. 2000 *Victorian Political Thought*, Macmillan.
- Kent, C. 1978 *Brains and Numbers: Elitism, Comitism, and Democracy in Mid-Victorian England*, University of Toronto Press.
- Lewis, G. C. 1859 'History and Prospects of Parliamentary Reform', *The Edinburgh Review*, No. 221.
- 1898 *Remarks on the Use and Abuse of Some Political Terms*, The Clarendon Press.
- Mackintosh, J. 1819 'Universal Suffrage', *The Edinburgh Review*, No. 31.
- 1820 'Parliamentary Reform', *The Edinburgh Review*, No. 34.
- Maddox, G. 1987 'Constitution', *Political Innovation and Conceptual Change*, eds. by T. Ball *et al.*, Cambridge University Press.
- Maine, H. 1885 *Popular Government: Four Essays*, John Murray.
- Margalit, A. 2009 *On Compromise and Rothen Compromises*, Princeton University Press.
- Morley, J. 1874 *On Compromise*, Watts and Co..
- Smith, P. 2001 'Introduction', in W. Bagehot, *The English Constitution*, ed. by P. Smith, Cambridge University Press.
- Smith, T. V. 1942 'Compromise: Its Context and Limits', *Ethics: An International Journal of Social, Political, and Legal Philosophy*,

Vol. 53, No. 2.

Rintala, M. 1969 'The Two Faces of Compromise', *Western Political Quarterly*, No. 22.

Romani, R. 2002 *National Character and Public Spirit in Britain and France, 1750-1914*, Cambridge University Press.

Russell, J. 1821 *An Essay on the History of the English Government and Constitution from the Reign of Henry VII. to the Present Time*, Longman, Hurst, Rees, Orme, and Brown, Paternoster-Row.

Varouxakis, G. 2002 *Victorian Political Thought on France and the French*, Palgrave.

Von Arx, J. P. 1985 *Progress and Pessimism: Religion, Politics, and History in Late Nineteenth Century Britain*, Harvard University Press.

〈付記〉本稿は、二〇一四—一五年度科学研究費補助金(若手研究(B))「イギリス政治思想における妥協の原理」による研究成果の一部である。